



2025年10月20日

株式会社あいち銀行

A T Mでの税公金等収納サービス「P a y B」の取扱開始について

株式会社あいち銀行（代表取締役頭取 鈴木 武裕）は、ビルディングシステム株式会社（代表取締役 石塚 昭浩）が提供する決済サービス「P a y B」をA T Mに導入し、A T Mでの税公金等収納サービスの取扱いを開始しますので下記のとおりお知らせいたします。

なお、A T Mに「P a y B^(※1)」を導入するのは、東海3県（愛知県、岐阜県、三重県）に本店を置く金融機関としては初めての取組みです。

当行はこれからも、すべてのお客さまのお役に立てる金融サービスの提供を通じて、地域社会の繁栄に貢献してまいります。

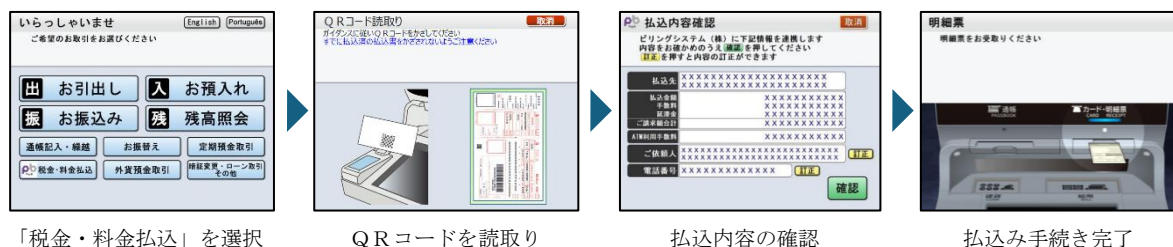
記

1. 概要

A T Mに設置されたマルチリーダーに納付書の「地方税統一Q Rコード（e L - Q R）^(※2)」や「コンビニ払込票のバーコード」をかざすことにより、現金や当行のキャッシュカード（個人・法人ともに対応）で税金および各種料金の納付手続きが可能となります。

銀行窓口受付時間（9～15時）以外でもA T M稼働時間内（8～21時）であれば、お取扱いできます。

2. A T M画面遷移イメージ



3. サービス提供開始時期および対象 A T M

2026年7月より、当行の店舗内に設置している A T M 325 台のうち 156 台にてサービス提供開始予定です（店舗外 A T M は対象外です）。

※1 「P a y B」はビリングシステム株式会社が提供する決済サービス（登録商標）です。

※2 「地方税統一 Q R コード（e L - Q R）」は、総務省が実施する地方税における全国統一規格の Q R コードです。Q R コードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

以 上